

## 1

## 国民年金の給付の体系

## &lt;改正ポイント&gt;

1. 平成 23 年度における年金額等(本来の額)は、「0.985」の改定率によって改定することとされた。なお、物価スライド特例措置による年金額(特例水準)については、前年度から 0.4 %引き下げられた。
2. 平成 23 年度は、本来の年金額よりも物価スライド特例措置による年金額の方が大きいいため、「物価スライド特例措置による年金額」を支給することとされた。

## 1 給付のまとめ(老齢, 障害, 死亡, 脱退)

老 齢	支給要件
老齢基礎年金	①保険料納付済期間又は保険料免除期間(学生納付特例により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く)を有する者であること ②65歳に達していること ③受給資格期間を満たしていること(主なものは、次のとおり) (イ)保険料納付済期間, 保険料免除期間, 合算対象期間を合算した期間が25年(昭和5年4月1日以前生まれの者は21年~24年)以上 (ロ)昭和31年4月1日以前に生まれた者であって, 被用者年金各法の加入期間が単独で又は合算して20年(昭和27年4月1日以前生まれ)~24年以上 (ハ)昭和26年4月1日以前に生まれた者であって, 40歳(女子, 坑内員, 船員は35歳)以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年(昭和22年4月1日以前生まれ)~19年以上
付加年金	①付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者であること ②老齢基礎年金の受給権を有していること
障 害	支給要件
障害基礎年金 (法30条の本来の障害基礎年金)	①初診日において, (イ)被保険者であるか又は(ロ)被保険者であった者であって, 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者であること ②初診日の前日において初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合は, 一定の保険料納付要件を満たしていること ③障害認定日において, 障害等級[1級及び2級]に該当する程度の障害の状態にあること

死 亡	支給要件
遺族基礎年金	<p>①(イ)被保険者、(ロ)被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者、(ハ)老齢基礎年金の受給権者、(ニ)老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者のいずれかに該当する者が死亡したこと</p> <p>②前記①(イ)及び(ロ)の場合、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、一定の保険料納付要件を満たしていること</p> <p>③(イ)妻については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次の(ロ)の要件に該当する子と生計を同じくすること、(ロ)子については、18 歳の年度末までの間にあるか、又は 20 歳未満であつて障害等級〔1 級及び 2 級〕に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと</p>
寡婦年金	<p>①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年(期間短縮の特例あり)以上ある夫(保険料納付済期間又は学生納付特例に係る期間以外の保険料免除期間を有する夫に限る。)が死亡したこと</p> <p>②死亡した夫が障害基礎年金の受給権者でなかったこと、又は老齢基礎年金の支給を受けていなかったこと</p> <p>③夫の死亡当時、夫によって生計を維持していた 65 歳未満の妻について、夫との婚姻関係が 10 年以上継続していたこと</p>
死亡一時金	<p>①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が 36 月以上ある者が死亡したこと</p> <p>②死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けていなかったこと</p> <p>③原則として、遺族基礎年金を受給できる遺族がないこと</p>
脱 退	支給要件
脱退一時金	<p>①請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が 6 月以上ある日本国籍を有しない者(被保険者でない者に限る)であること</p> <p>②老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと</p> <p>③障害基礎年金等の受給権を有したことがないこと</p> <p>④最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して 2 年(同日において、日本国内に住所を有していた者は帰国後 2 年)以内に請求すること</p>